

桜野特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針(以下、「学校基本方針」という。)は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童生徒・保護者・地域等が関係諸機関と相互に協力し合いながら、児童生徒の健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

(3) いじめを防止するための基本的な対策

① いじめの未然防止

- ・いじめを許さない環境づくり
- ・あいさつ運動の取組
- ・基本的生活習慣の確立
- ・「わかる授業」「児童が主体的に参加できる授業」の創造
- ・適切な人間関係づくり
- ・自己有用感の育成

② いじめの早期発見・早期対応

- ・アンケート調査及び教育相談等による実態把握
- ・家庭・施設・地域との連携による実態把握
- ・教職員相互の積極的な情報交換
- ・教育相談体制の充実
- ・教職員の資質向上に向けた研修の充実

③ いじめに対する適切な対処・措置・組織的な対応・児童生徒、保護者との信頼関係の確立・関係諸機関との連携

2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

(1) 「いじめ防止委員会」を設置する。(人権委員会と兼ねる)

(2) いじめ防止委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、教頭、事務長、部主事、生徒指導主任、コーディネーター、養護教諭、事案の状況により、関係する教職員等を加える。必要に応じて、専門家の参加を求める。

(3) 役割

- ・いじめの未然防止及び早期発見のための取組を推進する。
- ・いじめ事案に対して対策をたて、組織的な取組を展開する。
- ・いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。
- ・重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。
- ・学校基本方針、作成、検証、修正を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの防止

児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中、楽しい学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

- いじめを許さない環境づくりに努める。
- 生徒指導の機能を生かした集団づくりを行う。
 - ・児童会活動、等
- 児童生徒の自己有用感が高められる教育活動を充実させる。
 - ・学校行事(宿泊体験学習、修学旅行、遠足、運動会、学習発表会、等)
- キャリア教育、道徳教育、人権教育の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナをはりめぐらすとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有しいじめの早期発見に努める。

- いじめを見逃さない教職員の体制づくりを推進する。
- アンケートを実施する。
- 担任と養護教諭による児童生徒への面談を行う。

(3) いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応する。

- いじめ防止委員会を中核として、組織的な対応を徹底する。
- 速やかに事実確認を行い、被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援を行う。
- 全体への指導・支援を適切に行う。
- 状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

(4) 教職員研修の実施

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

- 日頃から職員同士で連携を密に行い、児童生徒理解に努める。
- いじめ防止、未然防止対応に向けた校内研修を実施する。

(5) PTA等との連携

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、緊密な連携協力を図る。

4 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

○重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

○いじめ防止委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。その調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への報告

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

5 その他

○必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し改めて公表する。